

お客さまへ

官公庁発行の証明書等における改元に伴う和暦表示の取扱いについて

標題の件、政府、関係省庁においては、国民生活への影響をできる限り少なくし、各府省における円滑な事務手続に資するよう様々な対応を行っているところですが、一部「平成」の表示が残る場合であっても混乱を避けるため、下記に掲げる対応を行うこととされており、当組合にあってもこの主旨を踏まえた取扱いとしますのでお知らせします。

記

1. 改元日までに作成された文書について

「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても有効なものとして取扱いされます。

2. 改元日以降に作成される文書について

原則、「令和」を表示するとされていますが、「平成」で表記されている場合であっても、「元号訂正」や『『平成』のままでも有効である旨の注意書き』等の取扱いがなされる可能性はありますが、有効なものとして取扱いされます。

3. お客さまが官公庁に各申請等を行う場合について

改元日以降の年の表示が「平成」となっている場合であっても有効なものとして受けられます。

以上